別表1 (第3条、第8条関係)

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|------------------------|---------------|--|-------|------------|-----|----------------------------|--------|
| 対象事業 | 事業実施 主体 | 補助対象経費 | 間接補助率 | 間接交 付主体 | 補助率 | 補助上限額 | 重要な変更 |
| 生産基盤整備対策 ※(1)(2)(4) | JA、生産 組織等 | 梨団地整備に係る経費 ・新植または改植(全面改植)にかかる経費 (抜根、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント 仕立ての特許料、既存の梨団地を再整備する場合の施設等 の撤去等にかかる経費) ・果樹棚・網掛け施設の整備にかかる経費 ・かん水施設、排水施設、園内道等の整備にかかる経費 | 3/4 | 市町村 | 3/4 | | 補助金の増額 |
| 育成促進対策※(3)(5) | 市町村 | 新植、改植を行った者に対して、別表2の奨励金を交付するの に要する経費 | | | 1/2 | | |
| 借地料支援※(3) | J A、生産 組織等 | 育成期間中の借地料(土地改良に係る賦課金を含む) | 2/3 | | 1/3 | 37 千円/10a | |
| 参入者募集支援※(1) | JA、生産 組織等 | 梨団地に参入する新規就農者等の確保に係る経費(就農モデル等の情報を盛り込んだ産地 PR ビデオ・募集パンフレットの作成・配布等) | 2/3 | 市町村 | 1/2 | 600 千円(1 事業実施主 体あたり) | |

- ※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県 が認めた場合については、この限りでない。
- ※(2) 新甘泉または秋甘泉を植栽する場合のみを対象とする。ただし、新規就農者等の入植を予定する場合は植栽品種の制限は行わない。また、鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日付第201300206510号農林水産部長通知)別表2の2に定める、やらいや果樹園整備に取組む場合のみを事業対象とする。
- ※(3) 新規就農者等の入植またはそれを予定する場合のみを対象とし、育成の開始から5カ年を支援の限度とする。
- ※(4) 生産基盤整備対策のうち、施工箇所毎の下限面積及び植栽密度、やらいや果樹園整備の取組、植栽した対象品種の処分、ジョイント仕立てを行う場合の特例、網掛け施設の網の整備時期については、鳥取梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日付第201300206512号農林水産部長通知。以下、「要領」という。)第3の(1)に定めるとおりとする。
- ※(5) 育成促進対策のうち、育成管理を中止する場合と再交付の禁止については、要領第3の(2)に定めるとおりとする。

別表 2

| 3121 | | | | | | | |
|--------------|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 奨励金の額(円/10a) | | | | | | | |
| ジョイント栽培の場合 | ジョイント栽培以外の場合 | | | | | | |
| 600, 000 | 340, 000 | | | | | | |